

2019年度

社会福祉法人大阪市東成区社会福祉協議会 事業計画

【基本方針】

いま、私たちが暮らす地域には、8050や7040問題、ダブルケアやセルフネグレクトの課題、制度の狭間にあり必要な支援が受けられない課題など、さまざまな福祉課題がある。そして、個人や世帯単位で複合的な支援が必要となっている現状がある。そのような中、地域の持つ支え合いの機能が評価され、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ「地域共生社会」の実現を目ざし、社会福祉法が改正された。しかしながら、人口縮減社会を迎え、固定化と高齢化が心配される地域活動者の状況、上昇し続ける介護保険料、深刻な福祉や介護に従事する人材の不足。そして、体調の急な変化やちょっとした暮らしぶりの変化に気づくために必要な普段からの“つながり”の希薄化など、これからの地域づくり、暮らしの場の安心を考えていくうえで、向き合うべき課題が山積している。

地域共生社会の実現のために社会福祉法の改正とそれを具体化する指針と通知が発出されたとしても、急にそのことが実現に向けて動き出すわけではない。地域共生社会の実現に向けては、地域住民、地域の関係団体、医療や福祉、介護の専門職、区役所が普段からパートナーシップを持ち、その文化をつくるように少しずつ積み上げていくことが必要になってくる。

東成区の各地域では、これまでから「ふれあい型高齢者食事サービス活動」や「ふれあい喫茶活動」等の地域福祉活動に取り組まれてきた。これらの活動は、いま改めて評価され、高齢者の積極的な活動参加、つながりづくりの場としての役割が期待されている。しかしながら、普段からの“つながり”を基盤に実施されてきたこれらの活動は、いま、その“つながり”の弱まりにより活動への参加者が減少してきている。東成区で食事サービス活動が広く取組まれ始めた平成2年の高齢者数は、12,255人(15.2%)、現在は、20,946人(25.1%)と大きく増加している。にもかかわらず参加者が減ってきているのは、普段の“つながり”が無いことで活動の情報が伝わってなかったり、活動に参加することに何らかのしんどさを感じていたりなど、さまざまな理由があると考えられる。

東成区の地域福祉が、住民の“つながり”を基盤に主体的な活動への参加、参画により充実していくことは、普段の暮らしの安心、暮らしやすさに直接影響する。そのことを、改めて認識し、地域福祉活動の参加者が減ってきていることを理由に活動が廃止されることが無いよう、普段からの“つながり”づくりを大切に活動を進めていく。そして、“つながり”が強化され、体調の急な変化やちょっとした暮らしぶりの変化にいち早く気づき、互いに支え合える東成区の実現を目ざしていく。

2019年度は、次の7つの項目を柱に区社協の各事業を推進していく。

- ① 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域づくり
- ② 地域福祉活動の目的を確認、共有する場づくりや学習の場づくり
- ③ 福祉や介護の相談窓口の分野を超えた連携、医療と介護のネットワークづくり
- ④ 自立に向けたケアプランの作成のための啓発と会議の場づくり
- ⑤ 利用者の支援や生活の質の向上に資する高齢、障がい、子育て等の福祉サービスの提供
- ⑥ 社会福祉法人としての地域における公益的な取組みの実施
- ⑦ 大規模災害と防災への対応の強化

## 事業概要

### I 法人運営事業及び地域福祉推進事業について

#### 1 法人運営事業（事業活動支出 4,024,000円）

東成区社会福祉協議会は、東成区における地域福祉の推進を目的とした地域福祉推進事業をはじめ、介護保険事業等、さまざまな事業を実施しています。社会福祉法人として、地域社会への貢献と積極的な情報公開に努め、開かれた法人運営を行い、組織強化を図る。

##### ① 会員の拡充

幅広く充実した活動を展開するため、賛助会員の拡充に努め、地域福祉の推進に向けた参加意識の高揚、安定した財源の確保と組織強化を図る

##### ② 調査・研究活動の強化

地域にある福祉ニーズ、生活支援課題、福祉活動情報を調査し、今後の地域福祉向上に活用

##### ③ 研修会の開催

地域福祉活動の担い手づくりを目的とした研修会を開催

ア 職員人権研修の実施

イ 福祉制度、施策についての研修

##### ④ 広報活動の充実

社協の「つたえる」、「つたえたい」、「つたわる」取組みの強化

ア 広報紙 社協だより「ひがしなり」の発行(年3回)

- ・ 区民に必要な情報、伝えたい情報がしっかりと伝わる紙面づくり
- ・ 区役所の広報と連携した情報発信

イ リーフレットを活用した周知啓発

区民への説明や関係機関への周知及び啓発に活用

ウ ホームページ等インターネットを活用した情報発信

最新の情報を更新するとともに、Facebook を活用し、即時性のある情報を発信

エ 子育て支援情報紙「ふれあい子育てねっと」の発行（年6回）

子育て情報の収集し、より広く情報を発信し、子育て支援していくための情報紙を発行

オ 子育て支援冊子の発行（年1回）

地域子育てサークルの情報を発信し、子育て支援していくための冊子を発行

カ “きづくちゃん”の区内でのふれあい・交流参加広報活動

キ 館内ロビースペースを活用した情報発信の充実

#### ⑤ 共同募金運動への協力

共同募金活動の広報周知などの協力をし、地域福祉推進に必要な財源確保を目ざす

ア 新しい募集資材の活用

#### ⑥ 日本赤十字社の活動への協力

社員募集の案内・広報・周知、資材の配布や研修の開催協力

ア 日本赤十字社社資募集の受付業務

#### ⑦ 区在宅サービスセンターの管理運営

平成9年度に区の高齢者支援の充実を目的に事業を開始した区在宅サービスセンターは、完成後20年が経過した。平成24年に長期修繕計画をたて、平成27年度に照明器具のLED化と受水槽の入替、平成29年度に空調設備の入替、平成30年度に屋上に防水工事を行った。今後も建物の修繕を計画的に行い、管理運営する。

### 2 善意銀行事業（事業活動支出 510,000円）

広く区民の皆様や団体、企業などからの寄付を受け付け、地域福祉向上・推進のために活用する。

ア 「東成区地域福祉活動推進支援助成事業」「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」への助成金払出しを行う

イ 区の地域福祉活動の推進に必要と認められる活動、団体に払出しを行う

### 3 福祉募金事業（事業活動支出 1,360,000円）

募金実績による東成区地域女性団体協議会と校下社協への助成金に加え、区レベルの地域福祉活動団体の活動支援を目的とした助成に活用する。この募金が安定した活動費となるよう諸団体等への情報発信、協力要請を含め、継続的な事業推進を図る。

#### 4 区地域福祉活動支援事業交付金（事業活動支出 48,995,000 円）

地域福祉活動を推進するために、校下社会福祉協議会等の役員や地域福祉活動者に対して活動の情報提供や学習会、研修会の開催などを行う。また、ボランティア活動等の支援では、ボランティア養成講座や福祉教育などを積極的に開催し、ボランティア活動への参加を促進する。

##### ① 地域福祉活動に対する助言・指導等事業

###### ア 地域福祉活動の状況把握と支援や情報提供

- ・ 校下社協役員や活動者を対象に、情報提供や活動支援をおこない、地域福祉活動に関する情報を提供
- ・ 校下社協や地域活動団体が実施している地域福祉活動に出向き状況把握と活動への助言・指導により支援
- ・ 地域福祉活動に取り組む地域住民、活動者への助言・指導、情報提供

###### イ 地域福祉活動者等を対象とした研修会、学習会の開催及び支援

- ・ 地域福祉活動の充実を目的とした研修会を開催
- ・ 広く区民を対象とした、「社会福祉講演会」を開催
- ・ 見守り相談室との連携により各校下での「みまもり声かけ訓練」の開催

###### ウ 東成区地域福祉ビジョン・東成区地域福祉アクションプラン等の推進

###### エ 地域生活支援システム等への参画と機能強化

- ・ 東成区地域生活支援システムにおける高齢者支援専門部会、障がい者支援専門部会、子育て支援専門部会へ参画
- ・ 地域ケアネットワーク連絡会等を開催し、地域における福祉活動の支援や個別支援課題の検討

###### オ 広報・啓発

- ・ 広報紙 社協だより「ひがしなり」 3回発行
- ・ 子育て支援情報紙 6回発行
- ・ 子育て支援冊子 1回発行
- ・ リーフレットの作成 1回
- ・ ホームページの更新 適宜
- ・ Facebookによる情報発信 適宜

##### ② ボランティア活動等の支援事業

###### ア ボランティアグループの活動やボランティア募集の周知、啓発を支援

###### イ ボランティア研修会や活動に必要な学習会の開催を支援

###### ウ 各校下のボランティア交流を目的とした連絡会の開催を支援

### ③ 地域福祉推進のための連絡調整事業

- ア 地域福祉課題の把握と解決に向けた連絡調整、検討・協議
  - ・ 各種連絡会等へ参加し、課題把握、関係機関等との連絡調整
  - ・ 地域福祉課題に関する情報共有、検討会議等の開催、参画
- イ 施設連絡会・部会等の準備・開催
  - ・ 社会福祉施設・福祉サービス事業者等の連絡会等、連携・活動支援

### ④ 「区災害ボランティア活動支援センター」の設置及び総合調整等

- ア 「区災害ボランティア活動支援センター」の設置について、区役所等関係機関との連絡調整
- イ 職員対象に区災害ボランティアセンターの運営について学習会の実施
- ウ 区災害ボランティアセンター運営について広報周知、ニーズ受付、ボランティア活動の調整等について確認及び訓練の実施

### ⑤ 車椅子等の貸出事業

- ア 車椅子貸出事業
  - 校下社協と協力し、車椅子短期貸出事業を実施し、日常生活の自立を支援
- イ 高齢者疑似体験装具、妊婦体験教材の貸出事業
  - ・ 福祉教育などで使用する高齢者疑似体験装具（成人用）セットの貸出し
  - ・ 福祉教育、ボランティア講座で使用する妊婦体験セットの貸出し

## 5 助成金による事業（事業活動支出 600,000円）

大阪市の実施している補助金事業に申請を行い、地域福祉の推進を目的とした事業を実施する。

### ① 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

- ア 在宅で寝たきりの高齢者、重度障がい者（児）及び寝具の清潔保持が困難な独居もしくは高齢者世帯の要介護高齢者を対象に実施（年2回）
- イ 利用者の自己負担と、東成区の善意銀行の払い出し事業及び大阪市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業補助金を活用
- ウ 1回につき、布団及び毛布 計3枚まで（布団のみで3枚不可）
- エ 自己負担金 布団 1,000円/枚 毛布 400円/枚

## 6 共同募金配分金事業（事業活動支出 6,300,000円）

共同募金配分金を活用し、高齢者・障がい者・児童の福祉事業等を推進することで、それぞれが孤立することなく、また、つながりづくりなどができるよう事業を実施する。

### ① 高齢者福祉事業

ア 高齢者福祉月間を推進及び金婚お祝い

- ・ 校下社協と連携し、地域における高齢者福祉活動を支援
- ・ 敬老会行事開催支援
- ・ 金婚お祝い品の贈呈

### ② 児童・青少年福祉事業

ア 東成区民まつりへの参画

イ 地域における子育て支援

- ・ 地域における子育て支援ネットワークの形成と子育て支援に関する啓発に取り組む

### ③ 障がい者（児）福祉事業

ア 緊急用食料品給付事業（米・味噌汁・缶詰等の現物給付）

さまざまな事由により生活困窮状態にあり、今日食べる食料がない支援対象者に対し、2～3日分の食料を給付し、緊急時の支援をする事業を実施

イ 就職面接時整容準備事業（就職面接用スーツの給付等）

就職を希望しているが、生活困窮により就職面接に必要なスーツ等が無く、また、整髪や入浴などの費用を準備できない方に対し、就職面接に向けた整容支援をする事業を実施

ウ 福祉専門職を対象とした講座（研修）の開催

福祉専門職が依存症等に対する知識を学び、有効な支援が行えるよう講座を開催

### ④ 福祉育成・援助事業

ア 東成福祉まつり「ふれあい広場」の開催

さまざまな区民が出合い、交流できる場として、平成31年11月2日（土）に区民センターにて開催

- ・ 区内の福祉関係団体が協働する場として「ふれあい広場実行委員会」を設置し、企画内容を検討

イ 校下社会福祉協議会の活動支援

各校下社会福祉協議会が実施する敬老会等の地域福祉活動を支援

ウ おまもりネット事業の推進支援

おまもりネット事業推進に必要な手帳・カードの作成を支援

エ 民生委員協議会の活動支援

各地区民生委員協議会が実施する児童施設友愛訪問事業などの福祉活動を支援

オ 社会福祉講演会の開催

地域福祉活動への啓発を目的に、社会福祉講演会を12月に開催

## カ 広報・啓発

- ・ 地域福祉活動の広報・啓発のために、社協だより「ひがしなり」を発行（年3回）
- ・ 区社協の福祉活動啓発のためのリーフレットを活用しての周知・啓発
- ・ ホームページにおいて地域情報の発信

## 7 ボランティア活動、市民活動の推進・地域福祉推進基金事業

（事業活動支出 1,150,000円）

ボランティア活動・市民活動を推進するために、東成区ボランティア・市民活動センターを設置運営する。また、ボランティア活動やボランティアグループの活動支援を行うことで、活動の活性化を目指す。

### ① 東成区ボランティア市民活動センターの運営

#### ア 運営委員会の開催（年3回）

- ・ 東成区において、ボランティア活動がより充実していくよう、それを支援するボランティアセンターとしての機能、役割を検討

#### イ 地域福祉活動推進支援助成事業の実施

### ② ボランティア活動への支援

#### ア ボランティア活動者の登録受付、需給調整

#### イ ボランティア保険加入受付、助成金案内等の情報提供

#### ウ ボランティア活動紹介、連絡会、研修会の開催

#### エ ボランティア養成講座、スキルアップ講座の実施

#### オ 個人登録ボランティアとボランティアグループとの交流会を開催

### ③ 広報・啓発活動

#### ア IT技術の活用により情報発信機能を強化し、広報・啓発を行う

#### イ ボランティア通信を作成し情報発信

#### ウ 広報紙やFacebook等を活用した情報発信

### ④ 多様な活動者・団体との連携・協働

#### ア 地域の企業、団体、施設による社会貢献活動との連携

#### イ 区民カレッジへの協力

#### ウ 東成サロン連絡会の開催

### ⑤ 福祉教育の推進

学校や地域住民等を対象とした、車いす体験、高齢者疑似体験、育児体験教材等を活用した福祉教育の実践と小・中学生や地域住民を対象とした、車いす体験、高齢者疑似体験講座等の開催

## ⑥ 有償による支え合い活動の支援

- ア 会の活動を広報し、会員の拡大を図る
- イ 会員の受付を行い、説明を行う
- ウ 支援ニーズの受付
- エ 支え合い活動の調整
- オ 会員の研修や交流会の実施
- カ 生活支援コーディネーターと連携し、生活支援サービスへの充実を検討

## II 介護保険法による事業

### 8 地域包括支援センター事業（事業活動支出 86,269,000円）

大阪市から東成区南部地域包括支援センター事業を受託し、大成、今里、神路、深江、片江地域を担当圏域として事業を実施する。高齢者が、できる限り自立した生活ができるように、状態の変化に応じて必要な支援を受けることができるよう支援する。また、地域住民を含めた様々な機関と連携し、高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を続けることができるように地域包括ケア体制の確立を目指す。

#### ① 総合相談支援

- ア 高齢者やその家族のくらしや介護に関する相談対応
- イ 地域活動者の連携促進により、要援護高齢者の実態把握を実施

#### ② 虐待の早期発見・防止などの権利擁護

- ア 高齢者虐待の通報相談受付・対応
- イ 高齢者虐待防止や高齢者の権利擁護に関する研修会の開催
- ウ 成年後見制度の利用促進、消費者被害防止のための情報提供

#### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ア ケアマネジャーの個別相談、連絡会の開催を通してのケアマネジャー支援
- イ 介護予防ケアマネジメント支援や総合相談等の機会に高齢者、家族、支援者へおまもりネットの活用を勧奨
- ウ 介護サービス事業者連絡会の開催
- エ 障がい者支援機関と高齢者支援機関との合同研修会の開催
- オ 地域支援システム高齢者専門部会への参画
- カ 区内医療・介護・福祉関係者の各種連絡会への参画

#### ④ 地域ケア会議の開催

- ア 個別ケースの地域ケア会議の開催
- イ 自立支援型ケアマネジメント検討会議・小会議の開催



- ウ 地域ケア会議からの地域課題の検討会の開催
- エ 事例検討会（振り返りの地域ケア会議）の開催
- オ 各地域ケア会議から課題抽出、対応策を検討、活動計画を作成

**⑤ 介護予防ケアマネジメント**

- ア 要支援者や総合事業対象者のケアマネジメントを実施
- イ 生活支援コーディネーター、地域担当保健師と連携した介護予防に関する活動周知
- ウ 介護予防に関する広報誌による啓発や研修会等の開催

**⑥ 家族介護支援**

- ア 地域包括支援センター、ランチ連絡会で家族介護者交流会「かいごでガッテン」を開催
- イ 家族介護者会の開催支援
- ウ 介護に関する情報発信

**⑦ 認知症高齢者支援**

- ア キャラバンメイト連絡会でのサポーター養成研修の開催
- イ 地域活動者と認知症高齢者への声かけ訓練・地域連続講座での認知症の啓発
- ウ 区内認知症施策関連の連絡会に参画

**⑧ 高齢者支援に関する周知**

- ア センターだより 毎月 400 部発行、特別号（敬老会配布用）4,000 部発行

**9 生活支援体制整備（生活支援コーディネーター配置）事業（事業活動支出 7,400,000 円）**

住民の多様な参加、参画により高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくりをすすめ、高齢者が住み慣れた地域で、自ら介護予防に取り組み、健康に暮らし続けられるよう支援する。

**① 地域資源の把握・ネットワーク化**

- ア 介護予防、生活支援につながる資源とニーズの把握
- イ 介護予防、生活支援サービス提供主体との情報交換の場（協議体）の設定

**② 地域資源・サービスの開発**

- ア 地域福祉活動サポーターと連携したつどいの場づくりや、活動に参加しやすい取り組みの充実
- イ 介護サービス事業者や、民間事業者等多様な活動主体と連携したつどいの場、運動の場づくり
- ウ “理学療法士による”自分でできる健康づくり教室の運営を通じた、介護予防や生活支援につながる活動者の発掘・養成

**③ 活動の場の発掘・開発**

- ア 生活支援の担い手につながる講座の開催
- イ つどいの場づくりにつながる講座の開催
- ウ 介護予防・健康づくりを行う事業者と連携した活動者の発掘・養成をめざした講座の開催

**④ サービス実施情報の提供・周知**

- ア 情報誌「元気に暮らそと」の発行
- イ ケアマネジャーに向けた情報発信
- ウ 地域包括支援センターや在宅医療・介護連携支援コーディネーター、オレンジチーム、保健福祉センター等と連携した、介護予防の意識醸成に向けた各地域での啓発及び情報発信

**10 住民の助け合いによる生活支援活動事業（事業活動支出 4,032,000円）**

『きづくちゃん「たすけ愛」活動の会』と連携した事業推進を基本とし、「介護予防ポイント事業」の活動登録者が、要支援者等に対し、生活援助活動を行うことにより、自身の生きがいづくりと介護予防を推進するとともに、要支援者等の生活の質の確保及び向上を図り、地域における住民相互の助け合いの体制づくりを推進することを目的として実施する。

**① 活動登録の促進及び活動者への支援**

- ア 活動者が無理なく活動でき、自身の介護予防につながることを理解できる研修実施
- イ 法人広報紙、チラシ作成、地域福祉活動の場等での事業周知
- ウ 活動者からの希望を聞き取り、スキルアップ研修の実施
- エ 活動者同士で学び合えるよう、活動者の知識・技術・経験をシェアする場の定期的な設定

**② 利用者への支援**

- ア 利用対象者の居宅訪問によるアセスメント実施及び活動登録者の活動調整
- イ ケアマネジャーが作成する介護予防サービス計画の確認による、他の第1号訪問事業との同月における重複利用の防止管理
- ウ 居宅介護支援事業所連絡会参加等でのケアマネジャーに対する事業主旨の理解促進

**③ 住民相互の助け合いの体制づくりに向けた支援**

- ア 生活支援体制整備事業の協議体の活用による、助け合いが地域に根付き、広がる方策の検討

## 11 介護予防教室（なにわ元気塾）事業（事業活動支出 4,848,000 円）

### ① 介護予防教室（なにわ元気塾）事業

ア 11校下の老人憩の家や地域集会所で、介護予防を目的とした運動、栄養、口腔、認知症・うつ予防などのプログラムを、“いきいきのつどい”の愛称で実施

イ 月1回 6ヵ月間 年間2クール実施(11校下)

ウ 地域間交流と「介護予防」のテーマを兼ねた利用者の合同イベントの企画開催

### ② 運動教室の開催

ア マシンを活用した運動教室の実施

区在宅サービスセンター3Fトレーニングルームにおいて、1ステップ12回のコースを年間通じて、3コース（火・水・金）計3クール実施

イ 介護予防に取り組む区民を増やしていくための機会づくりやその啓発

## 12 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護事業（事業活動支出 16,151,000 円）

要介護1から要介護5の認定を受けた方への介護サービスと要支援1・2の方への介護予防サービス（送迎・入浴・食事・レクリエーション等）を行う。

### ① 高齢者の閉じこもり防止、ふれあいの場の提供

### ② 家族の介護負担等の軽減

### ③ 利用者や家族の要望に応えるサービスとなるよう、実施内容の充実に向けた検討

・ サービス提供時間（基本）午前9時30分～午後3時30分（送迎を除く）

## 13 居宅介護支援事業（事業活動支出 6,404,000 円）

介護に関する相談に応じ、利用者の生活の質の向上や家族の介護負担の軽減に努める。

### ① ケアプランの作成

介護保険サービス利用に必要なケアプランを作成し、利用者と家族を支援

### ② 連絡調整

サービス提供が確保されるよう居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整

## III 市・区・市社協からの事業受託による事業

## 14 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（事業活動支出 16,210,000 円）

福祉課題の「複雑化・多様化・深刻化」が進んでおり、支援につながない要援護者への支援や災害時における避難支援等を目的とした名簿を作成する。また、認知症高齢者等の徘徊による事故も深刻な問題であり、区民や事業者に対し、協力を依頼し、より早い発見のためメール配信を行う。

① 要援護者名簿に係る同意確認・名簿整備・訪問

- ア 各戸郵送及び訪問により本人の意向確認
- イ 同意のあった要援護者の地域の見守り活動へつなぐ
- ウ 「名簿」を活用し、地域での平時の見守りと災害時の避難支援に備える
- エ 見守り相談室だよりを発行し、地域での見守り活動へつなぐ

② 孤立世帯等への専門的対応

- ア 同意確認の訪問から要援護者を発見、必要な支援へつなぐ
- イ 孤立死のリスクが高い要援護者への家庭を訪問し、見守りにつなぐ
- ウ ライフライン事業者等からの通報に対して、「名簿」を活用して世帯状態を把握し、現地での安否の確認を実施

③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

- ア 認知症高齢者等の行方不明時、氏名や身体的特徴等の情報を、関係機関や団体など協力者にメール配信し、早期発見
- イ 協力者連絡会の開催により情報共有及び意見交換等の実施
- ウ 協力者及び他機関と連携した「みまもり声かけ訓練」の実施により認知症高齢者の早期発見と見守りの強化
- エ 警察との連携により情報共有のあった支援対象者について、家族、担当ケアマネジャー、地域包括支援センター等と連携し必要な制度、見守りメール事前登録の推進
- オ 繰り返し保護される支援対象者に対し、家族の介護負担軽減を目的に徘徊認知症高齢者位置情報探索事業を紹介

15 おまもりネット事業を活用した高齢者・障がい者等支援セーフティネット構築事業

(事業活動支出 21,810,000 円)

「誰もが地域の中で、等しくその尊厳が守られ、つながりを大切にしながら、暮らし続けられるまちをつくる」ことを目的に、おまもりネット事業をはじめとした地域福祉活動を支援する。そのため、各校下社会福祉協議会から推薦された地域福祉活動サポーターを地域集会所、老人憩の家等に配置する。また、緊急時安否確認（かぎ預かり）事業において、利用者からかぎを預かる際に担当者と同行し、状況把握に努める。

① おまもりネット事業の推進

- ア おまもりネット事業の推進による「ひがしなりWELL-LINE」との協働
  - ・ 各校下で実施されているおまもりネット事業の推進に向け、「ひがしなりWELL-LINE」と協働
  - ・ 地域福祉活動サポーター連絡会を開催し、事業実施状況を把握、情報交換を行う。

- ・ 地域包括支援センターや居宅介護支援事業所をはじめさまざまな専門機関等との連携を強化し事業を推進
  - ・ 東成区版ACP（人生会議）の手引きの追加、および名刺ファイル等の追加
- イ 登録内容の更新
- ・ 緊急時の対応にも使用することから、常に新しい情報を反映するため、各地域行事等の相談会の場を通じて更新手続きの推進
  - ・ ケアマネジャーや支援者に協力を呼びかけ更新の支援

## ② 地域福祉活動の推進

### ア ふれあい型高齢者食事サービス事業の推進

生活に不安を抱えたひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、食事サービスを行い、ボランティアによる見守り活動やつながりづくりを推進

### イ ふれあい喫茶・サロン活動の推進

- ・ 地域におけるつながりづくり場である、ふれあい喫茶・サロン活動を支援
- ・ 男性や若い世代の方など誰もが参加でき交流できる居場所づくりの支援

### ウ 子育て支援活動の推進

子育て中の親同士が互いにつながり合い、交流を深め、情報交換を行い、また、地域ともつながることで安心して子育てができるよう子育てサークル活動を支援

### エ 見まもり・声かけ活動の推進

各校下で実施しているさまざまな見まもり声かけにかかわる活動について、活動者を支援し、福祉課題の解決へつなげる

### オ 介護予防を目的とした居場所づくりを支援

生活支援コーディネーターと連携し、活動の仕組みづくりや居場所づくりを支援

## ③ 要支援者への個別支援のためのコーディネート業務

ア 要支援者に関する個別の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の支援を行い、相談内容に応じて個別訪問を行い対応

イ 緊急時安否確認（かぎ預かり）事業において、利用者からかぎを預かる際に担当者と同行し、連携により利用者の情報を把握

ウ 校下において、地域活動者、地域包括支援センター・ブランチ、区役所、区社協、地域福祉活動サポーター等が参加する地域ケアネットワーク連絡会を開催

エ 個別援助課題や支援困難課題について、情報共有し、解決に向けた連絡調整

## ④ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業との連携

ア 個別のみまもり等で、孤立世帯等の把握に至った場合は見守り相談室に報告し、必要な場合は同行訪問し対応

- イ 地域ケアネットワーク連絡会を活用し、地域での見守りに同意された方に対して、見守り活動者と情報共有
- ウ 見守り相談室に登録している認知症高齢者等の行方不明時の早期発見につながるよう連携
- エ 地域に提供された情報が、見守り活動に具体的に使用され、見まもり声かけ訓練のような学習会や話合いの場を企画・支援

#### 16 生活福祉資金等貸付事務事業（事業活動支出 2,820,000円）

低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な見守り、相談を行い、経済的自立および生活意欲の向上を図る。また、社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう生活困窮者自立相談窓口と連携し支援する。

#### 17 生活困窮者自立相談支援事業（事業活動支出 11,498,000円）

社会福祉法人大阪自彊館と事業共同体を組み、生活保護の受給に至る前の段階から早期に支援を行うことで、生活困窮状態からの早期自立を支援すること等を目的として実施する。

##### ① 谷間のない包括的な相談支援体制の構築

- ア 生活困窮者の課題の把握・相談受付
- イ アセスメントとプランの策定
- ウ 支援調整会議の開催等

##### ② 就労支援

就労支援が必要な相談者には、「総合就職サポート事業」、「就労チャレンジ事業（就労準備支援、就労訓練推進）」を活用しながら必要に応じて連携した支援を行う

##### ③ 家計改善支援

経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、家計の再生に向けた方針を立て、自ら家計管理ができるようになることを支援

##### ④ 就労訓練事業所の開拓

すぐに一般就労が難しい生活困窮者に対し、支援付きの就労・訓練の場を提供する就労訓練推進を実施いただける事業所の開拓に努める

##### ⑤ その他

- ア 区民に対し、区社協だよりやチラシ等で事業を周知
- イ 支援の充実に向け、関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を検討

## 18 東成区老人福祉センター（事業活動支出 18,604,000円）

高齢者の生きがいをづくりや社会参加を支援する地域の拠点施設として、区役所や老人クラブなど関係住民団体の方々と連携し、利用者区民の方々とも協働しながら、高齢者に役立つ様々な事業を実施する。

### ① 高齢者の元気づくりの区拠点施設づくり

ア 教養講座・短期体験講座の実施及び自主サークル活動の育成と支援・参加促進

- ・ デジカメ写真講座、歌声喫茶&和太鼓、フラダンスなど各種「体験講座」の開催（3種類以上）

- ・ 自主サークルの会員拡大や発表の場提供などの活動支援（現在 35 サークル）

イ 生きがい探求のきっかけとなる講座（生きがいチャレンジ講座）等の開催

（15種類以上）

- ・ パソコン・スマホ講座、音楽サロン、社会見学、歴史と世界の言葉講座、お化粧品&ドレスアップ講座、クッキング、刺繍づくり、自分史&エンディングノートづくり講座等の開催

ウ 高齢者と家族・地域関係者に役立つ「くらし・福祉講座」（8回以上）

終活と遺言相続、尊厳死、救急法、アロマセラピー、包括相談会等の開催

エ 利用者による館行事の計画実施を支援（文化祭・玄関ギャラリー・サークル活動・各種大会等）

オ 合同行事等実施による交流と生きがいをづくりを促進（10種類以上）

- ・ 各種講座、大会などの開催支援（初釜・お茶席、卓球大会、民謡大会、誕生会等）

カ 高齢者福祉月間行事への参加促進（市高齢者福祉大会、各校下敬老会参加等）

キ 健康づくりと介護予防の促進（10種類以上）

- ・ 健康づくり講座の実施（百歳体操、各種健康講座、歩こう会、結核検診、料理講習会等）

- ・ 健康づくりリーダー養成講座（仲間づくりリーダー養成講座等）

ク 「高齢者のいきがいと健康づくり総合推進会議」事務局の運営と各種企画の実施

### ② 福祉のまちづくり応援のあたたかい施設づくり

ア 世代間交流促進と事業実施（年 10種類以上）

ニュースポーツ体験、親・子・孫で楽しむ子どもいろいろ体験の実施（お正月遊び&百人一首、落語、卓球教室、手芸、茶華道体験、将棋、世界の踊り、手品、野菜収穫体験等）

イ 自主的な地域活動・ボランティア活動への参加支援（年 6種類以上）

ふれあい広場や区民まつり参加、ボランティア活動講座、介護予防ポイント事業

講習会、認知症サポーター養成講座、いきいきシニア活動マップ作成講座、オレンジかふえ東成開催等

### ③ 生きがい活動モデルの発信拠点施設づくり

ア 「地域おでかけ（出前）講座&相談会」の実施

利用者サークルによる地域おでかけ講座の実施（歌体操、河内音頭、茶道等）

イ 老人クラブ・老人憩の家の活動支援と協働（ふれあい演芸会、健康ウォーキング等）

ウ 相談支援・情報提供発信力の充実

- ・ 身近な相談に対応できる体制づくり
  - ： 相談支援マニュアルを兼ねた「いきいきシニア生きがい活動マップ 2020」作成
- ・ 効果的な広報活動
  - ： 高齢者情報紙「すこやか 2019」の敬老会時の発行
  - ： 「センターだより」の定期発行（年 12 回各 1500 部、季刊号は年 4 回発行）
  - ： ひがしなりだより
  - ： いちよう並木・区社協機関紙等関係機関広報紙への掲載
  - ： 地下鉄区内 5 駅掲示板へのセンター行事の毎月掲示
  - ： 利用サークルの活動紹介・発表の機会拡大へ作品発表の場の確保・拡大（区役所・図書館・ふれ愛パンジー作品展、センター玄関ギャラリー等）
  - ： 高齢者のご家族や区民への周知広報媒体強化へ、市・区社協ホームページへの事業活動常時掲載と、フェイスブックの新開設

## 19 子育て活動支援事業（事業活動支出 35,003,000 円）

次代を担う子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちへの支援を行います。

### ① 子育て情報の収集・提供

プラザのイベント情報だけでなく、おすすめレシピ、ふれあい遊びなどの育児情報から制度や環境などの子育て支援情報まで、さまざまな内容を掲載したおたよりを毎月発行する。また、区内の子育て情報、近隣区の子育て情報等を収集し、館内の情報コーナー等を使って提供する。

### ② 自主的な子育て活動への支援

出前講座を通して、地域の子育て支援者や団体に対し、プログラムの提供や遊びの指導などを行ない、総合的な子育て支援力の強化を図る。保護者が中心となって立ち上げた親子サークルの運営に協力・助言し、活動しやすい環境づくりを行う。



### ③ 子育て中の親子への支援

子育て力の低下を大きな課題と捉え、その向上を目的とした講座や行事を企画し、開催する。

ア 子育て中の親同士が、相談できる仲間づくり、情報交換できる機会を提供

イ 「妊娠期からの子育て支援」をテーマにマタニティカフェ、プレママ・プレパパ講座を実施し、出産に対する不安の軽減や解消を図る

### ④ 児童の健全育成

地域や学校との連携を強め、大人と子どもと一緒に様々な体験を共有する機会や、子どもたちが自ら学び・考え・主体的に判断できるイベント・行事を実施する。

### ⑤ 地域関連への取組み世代間交流等

子育て支援ネットワークを通じ、自ら支援を求められない家庭を早期に把握し、相談機関と連携し、見守りや支援を行う。

児童と乳幼児、高齢者と子どもなど、世代間で交流できるイベントやボランティア体験行事などを企画実施する。

### ⑥ ファミリー・サポート・センター事業

子どもの預かり・幼稚園や保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育ニーズに因應するために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施するための調整業務等を行う。

ア 提供会員の増員が必要な状況であることから、近隣区と共催で子育てボランティア講座を開催

イ 会員のスキルアップと会員同士の交流会・学習会を開催し、事業の推進を図る

ウ 事業案内チラシを作成し、区内の関係機関、保育所（園）・幼稚園、企業等に積極的な周知を行う

### ⑦ 地域子育て支援拠点事業

ア 乳幼児とその保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で交流を図るための機会として、安心して遊ぶことが出来る安全な場所を提供

イ 子育て力の向上や育児疲れの軽減を目的とした子育て支援講座、リフレッシュ講座などを企画実施

ウ 支援が必要と思われるケースについては、子育て支援室等と連携し、情報交換、意見交換を行いながら適切な見守りや支援を行う

エ 各地域の子育てふれあいサークルやイベントの情報収集を行い、おたよりやホームページを活用して、プラザ以外の遊びの場の情報を発信

## ⑧ 区独自事業・区内連携事業等

- ア 東成区内の子育て家庭の実情をふまえた支援として、乳幼児とその保護者を対象に必ず夜間に安全・安心して遊べる場所を提供
- イ 子育て中の親子の孤立化防止に資するため、区内各小学校下で主任児童委員等が中心になって実施している子育てサークルと連携した出張プラザなどの取組みを実施
- ウ 区役所で実施する「利用者支援事業」と連携し、プラザでの出張相談や「すくすく・つながるフェア」などの取組みに協力
- エ 区役所や関係機関と連携した、次に示す子育て支援イベント等に参画
  - ・ 「東成区子育てサークル大・集・合」
  - ・ 「ひがしなりっ子 すくすく・つながる うんどうかい」等
- オ プラザから離れた地域に住む子育て層が、身近な場所でプラザ事業を体験できるように、「プラザフェスタ」を開催するとともに、出産後の子育て支援につなげるため、妊婦を対象としたイベントを毎月開催

## 20 日常生活自立支援事業（あんしんさぼーと事業）（事業活動支出 356,000円）

在宅や社会福祉施設で生活している認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスなどの利用援助、日常的な金銭管理を行い、利用者の生活支援を行う。

## IV その他の事業

### 1 消費生活相談窓口事業

高齢者の消費生活における被害の増加や深刻化が懸念されており、大阪市消費者センターと連携し、東成区在宅サービスセンターにおいて出張相談が受けられるようにすることで、区民の利便性を向上する。